

1号認定子ども（教育標準時間認定）

1. 1号認定子どもの1年は、3学期に分かれます。

- (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

2. 休業日

- (1) 学年始休業日 4月1日から4月3日まで
- (2) 夏期休業日 7月25日から8月31日まで
- (3) 冬期休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- (4) 学期末休業日 3月25日から3月31日まで

但し、休業日に関わらず、教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があると認められた時は、一時預かり（幼稚園型）を行うことがあります。

3. 教育・保育を提供する曜日は、月曜日から金曜日です。

但し、土曜日でも教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があると認められた時は、一時預かり（幼稚園型）を行うことがあります。

4. 教育・保育を提供する時間は、午前9時00分から午後2時00分までです。

但し、それ以外の時間帯において、保護者の希望により預かりが必要な場合は、午前7時00分から午前9時00分まで、又は午後2時00分から午後7時00分までの範囲内で、一時預かり（幼稚園型）を行います。

※一時預かり（幼稚園型）には事前に申請書を提出していただく必要があります。

提供する曜日	月曜日から金曜日まで		利用料（1人当たり）
保育時間	教育標準時間	午前9時00分～午後2時00分	3歳以上保育料無償化
一時預かり 幼稚園型	保育時間	午前7時00分～午前9時00分	1日100円（月額上限1,000円）
		午後2時00分～午後4時30分	1日200円 （おやつ代含む月額上限2,000円）
		午後4時30分～午後6時00分	1日100円（月額上限1,000円）
		午後6時00分～午後7時00分	1日100円（月額上限1,000円）
	休業日	日曜日・土曜日・祝日	
学年始休業日（4月1日～4月3日）			
夏期休業日（7月25日～8月31日）			
冬期休業日（12月25日～1月7日）			
学期末休業日（3月25日～3月31日）			

2号・3号認定子ども（保育認定）

- ① 通常保育 (月曜日～金曜日) 8時30分～午後4時30分
 ② 保育の延長 早朝保育 (月曜日～金曜日) 午前7時から
 延長保育 (月曜日～金曜日) 午後7時まで
 ③ 土曜保育

毎週土曜日は【土曜保育】とし、ご両親が2人とも勤務などで、保育できない家庭にかぎりお預かりする、希望保育となって居ります。なお、園の運営上、事前に希望数を把握する必要がありますので、毎月、土曜保育申請確認書と就労証明書をお渡しします。必要事項を記入し、園に提出していただきますようお願いいたします。

提供する曜日	月曜日から土曜日まで		利用料（1人当たり）
保育時間	保育標準時間	午前7時00分～午後6時00分(11時間)	3歳児以上・1.2歳児保育料 無償化 0歳児：第1子・第2子有料 第3子無料 ※保育料は市の規定に順ずる
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分(8時間)	
延長保育	保育標準時間	夕：6時00分～7時00分	1日100円(月額上限1,000円)
	保育短時間	朝：7時00分～8時30分	1日100円(月額上限1,000円)
		夕：4時30分～6時00分 6時00分～7時00分	1日100円(月額上限1,000円) 1日100円(月額上限1,000円)
開所時間	月～金曜日	午前7時00分～午後7時00分	
	土曜日	午前7時00分～午後7時00分	
休業日	日曜日・祝日		

利用者負担（月額保育料）

1号・2号認定子ども	3歳以上児	保育無償化により保育料無料
3号認定子ども	1.2歳児 0歳児の第3子	市の措置により保育料無料
	0歳児の第1子 0歳児第2子	市が定める利用料負担

利用料支払方法

保育料	口座振替	氷見市農協のご利用をお願いします。 毎月 15日 引き落とし
その他利用料	現金	延長保育利用料・一時預かり利用料

給食費について

1号認定及び2号認定の児童は、JA氷見市からの氷見産米の寄付により、主食(ごはん)費の徴収を行っていません。また、副食(おかず)費については、氷見市独自の補助制度により補助しています。(3号認定の児童は、保育料の中に給食費が含まれています。)